

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区防災計画

決定 令和 4 年 2 月 8 日

名古屋市

— 目 次 —

第1章 計画の概要

1－1	計画策定の目的	-----	2
1－2	対象区域	-----	2
1－3	防災計画の位置づけ	-----	4
1－4	計画策定の体制	-----	4

第2章 防災計画の策定

2－1	防災計画の考え方と方針	-----	6
2－2	火災安全対策の検討	-----	7
2－3	耐震対策の検討	-----	12
2－4	地域防災力の向上	-----	15

第3章 事業計画 ----- 17

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の目的

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区（以下「有松伝建地区」という。）は、近世から昭和初期にかけて絞り染めで発展した東海道沿いの町並みである。絞商の意匠に優れた主屋及び土蔵のある豪壮な屋敷構えや絞業に関わる諸職の町家が建ち並ぶ特徴的な町並みが現存していることから、平成28年7月25日に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「伝建地区保存計画」という。）に基づいた修理修景事業等により、歴史的価値の維持・向上に取り組んでいるものの、築年数の古い木造建築物等が数多く残っていることから、火災や地震などの災害に対する脆弱性があり、歴史的な町並みを保存するために、保存地区及び周辺地区を対象とした総合的な防災対策に取り組む必要がある。

防災計画は、災害時における生命の安全確保、伝統的建造物の滅失防止及び伝統的建造物等の面的被害の抑制を目指すとともに、総合的な防災事業に向けた基本方針及び今後の取り組むべき防災施策の指針とするために策定するものである。

1-2 対象区域

本市では、昭和59年に名古屋市町並み保存要綱に基づき、有松町並み保存地区を指定し、東海道沿いだけでなく周辺地域も含めて一体的に歴史的な町並みの保存に取り組んできたことから、防災計画の対象区域は、有松伝建地区及び周辺地域（有松町並み保存地区の指定範囲）とする（図1.2.1）。

表1.2.1 地区の名称、面積、区域

名称	名古屋市有松伝統的建造物群保存地区	有松町並み保存地区
面積	約7.3ha	約21.6ha
区域	名古屋市緑区有松の一部	名古屋市緑区有松及び境松一丁目の各一部

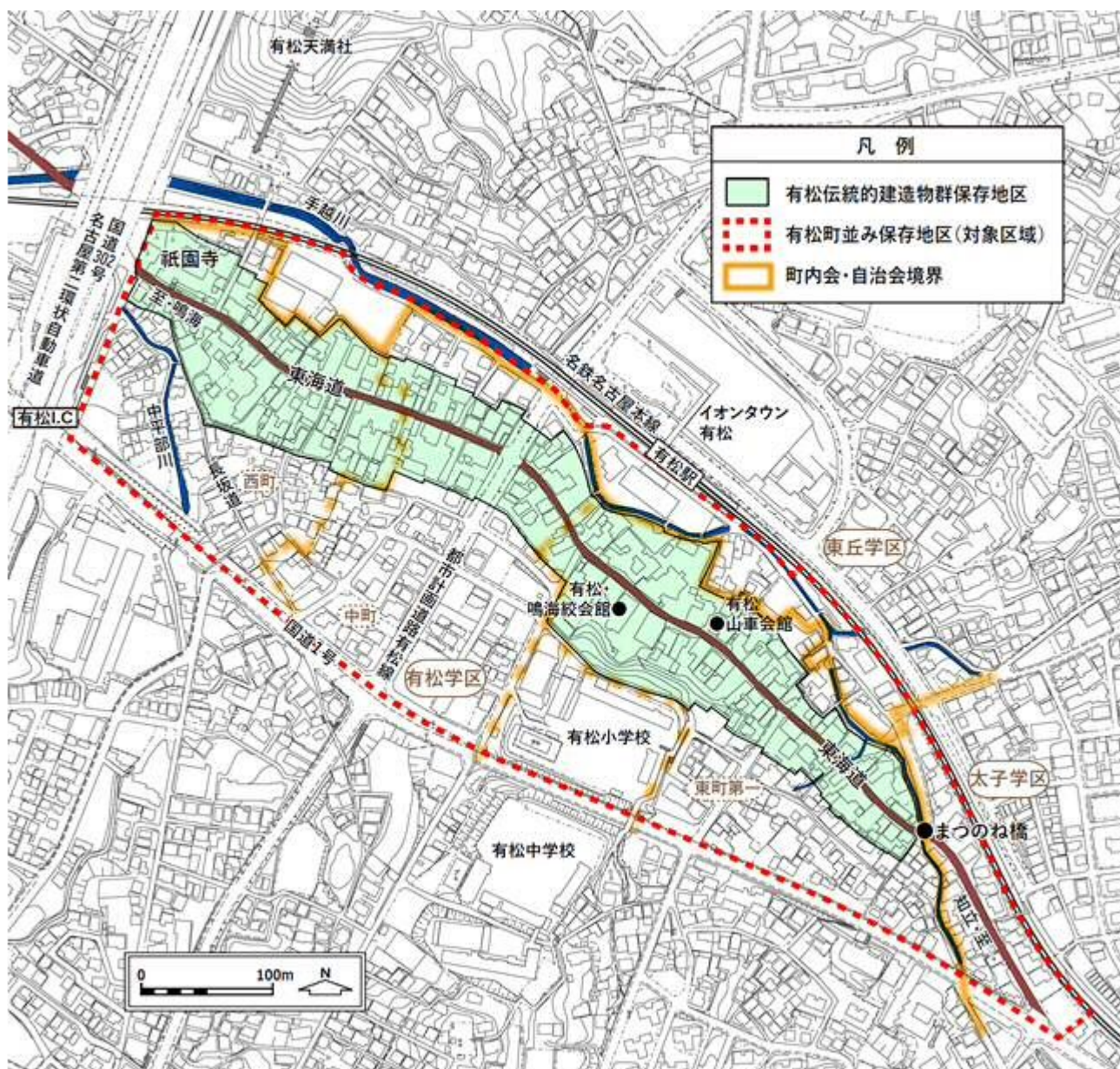


図 1. 2. 1 対象区域

1-3 防災計画の位置づけ

本計画は、伝建地区保存計画に基づき、有松伝建地区の防災機能を高めるために策定するものであることから、策定にあたっては、本市の総合計画や地域防災計画などの上位計画と整合を図るとともに、関連する様々な個別計画などと連携しながら対策を推進する（図1.3.1）。

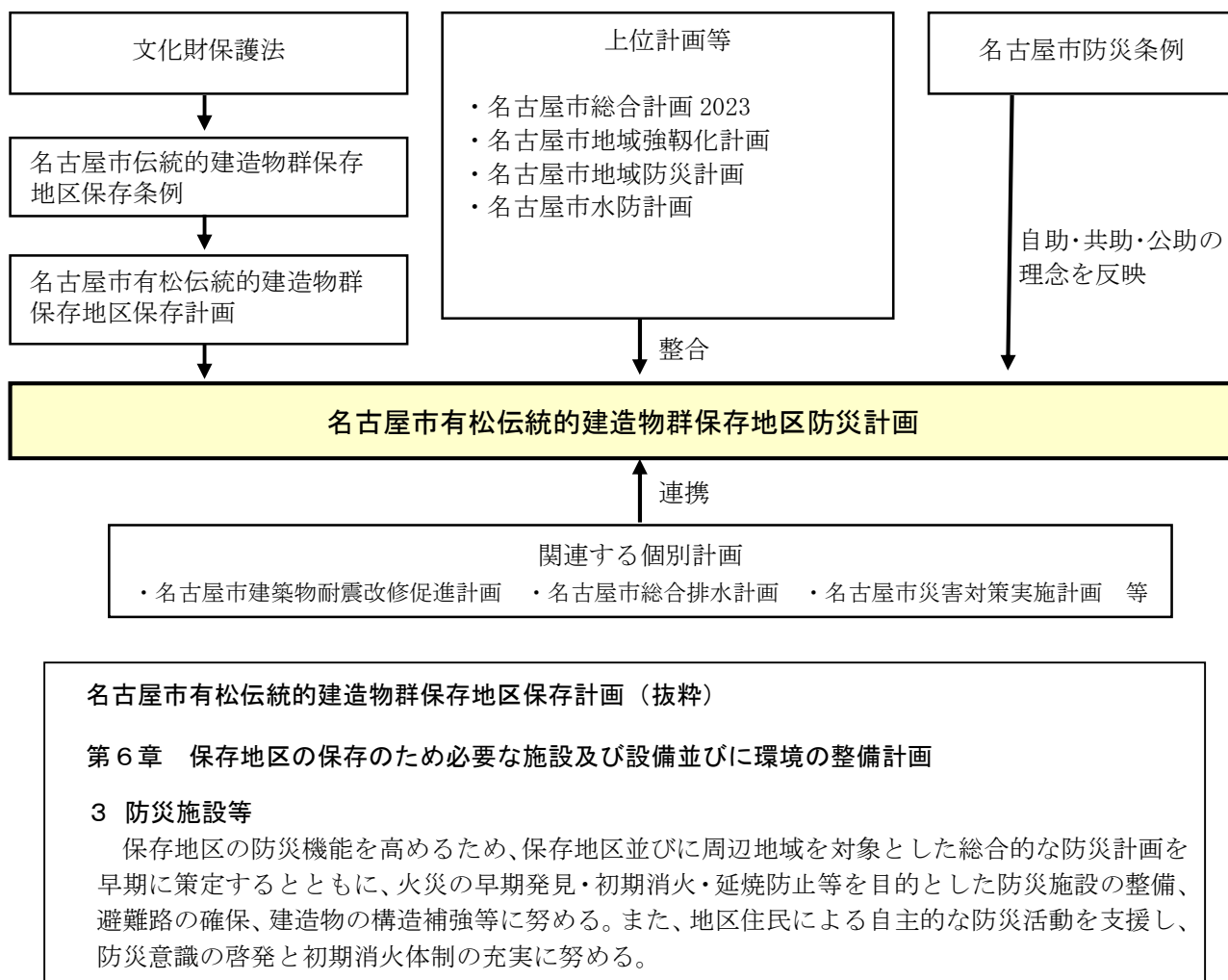


図1.3.1 防災計画の位置づけ

1-4 計画策定の体制

防災計画は、学識経験者や関係機関、地元諸団体などによる「有松伝統的建造物群保存地区防災計画策定検討懇談会」（以下「防災計画策定懇談会」という。）において検討を行ったうえで、名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経て策定する。

また、防災計画策定に係る調査について、耐震に関しては豊田工業高等専門学校（研究担当者 今岡克也教授）に、火災その他に関しては名古屋市立大学（研究担当者 志田弘二教授）に業務委託した。

表 1. 4. 1 防災計画策定懇談会構成員名簿

氏 名	所 属
溝口 正人	名古屋市立大学大学院教授（建築史）
岩田 敏也	名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員
志田 弘二	名古屋市立大学大学院教授（火災安全）
今岡 克也	豊田工業高等専門学校教授（耐震）
小澤 武夫	有松学区区政協力委員会委員長
山田 剛生	有松消防団団長
梶野 泉	有松商工会会長
成田 基雄	有松校商工協同組合理事長
竹田 嘉兵衛	有松まちづくりの会会長
名古屋市消防局予防課長	
名古屋市緑消防署長	
名古屋市緑区総務課長	
名古屋市教育委員会文化財保護室長	
オブザーバー	文化庁文化財第二課
オブザーバー	愛知県文化芸術課文化財室
事務局	名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室

※（ ）内は関連する主な専門分野

表 1. 4. 2 計画策定の経過

年月日	名称	内容等
令和元年 7 月 5 日	専門部会(準備会)	・防災計画調査の方向性について
8 月 26 日	第 1 回防災計画策定懇談会	・防災計画策定に向けて ・歴史的な町並みが抱える防災課題及び調査の方法等について（火災その他、耐震） ・今後の進め方について
令和 2 年 1 月 27 日	第 1 回専門部会	・令和元年度の調査結果 ・令和 2 年度の進め方について
6 月 3 日 6 月 10 日	第 2 回防災計画策定懇談会	・令和元年度の調査結果について ・令和 2 年度の進め方について
7 月	防災計画に関する住民等アンケート	有松町並み保存地区内全域に配布
9 月 14 日	第 2 回専門部会	・令和 2 年度の調査の進捗状況 ・防災計画策定に向けた対策事業について
10 月 12 日	火災時の共助活動に関するワークショップ	無線連動型住警器と簡易な初期消火設備を使用した模擬体験
11 月 2 日	第 3 回防災計画策定懇談会	・令和 2 年度の調査の進捗状況 ・防災計画策定に向けた対策事業について

第2章 防災計画の策定

2-1 防災計画の考え方と方針

2-1-1 防災計画の考え方

防災計画を策定し、当地区の防災機能の向上を図るにあたっては、名古屋市防災条例に掲げる「自助」、「共助」、「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者及び市が協働して防災に関する取り組みを進めていくことが重要である。

先人から受け継がれてきた歴史的町並みが残る当地区で防災計画を策定する目的には、文化財的な価値の保護と、人的安全確保の二つの面がある。双方を尊重しつつ、当地区の災害特性や体制に応じた取り組みが必要である。

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査報告書（名古屋市 令和3年3月、以下「報告書」という。）第5章までに述べた調査結果から得た課題から、当地区では特に火災と耐震を重点に置いた防災対策が必要である。災害による歴史的な町並みや人命の被害を最小限に抑えるためには、当地区に関わる人々の協力が不可欠であることから、地域住民等の防災に対する意識向上と体制づくりを推進しつつ、これと適合したハード面での防災機能の充実・強化を図っていく必要がある。

2-1-2 防災計画の基本方針

防災計画の考え方を踏まえ、「火災安全対策」、「耐震対策」、「地域防災力の向上」に分類し、それぞれ以下のとおり基本方針を定め、当地区の防災機能の向上を図るものとする。

表2.1.1 基本方針

火災安全対策	火災を起こさない、拡大しないことが重要である。そのため、出火防止、早期発見、初期消火の取り組みの強化を図る。また、伝統的建造物群の特性や歴史的風致を損なわないことに配慮したうえで、建物の防火性能の強化を図る。
耐震対策	建造物の修理や適切な維持管理を行い、構造体の健全化を図ることが最重要である。そのうえで築年数が古く耐震性能が確保できていない建造物については、耐震補強を実施するなどにより耐震性能の強化を図る。
地域防災力の向上	地域防災力の向上のためには、防災に対する自助及び共助の意識の向上が必要不可欠である。地域の実情を踏まえた防災知識の普及啓発や、防災に関する話し合い、組織・体制の強化、訓練の実施など総合的な取り組みにより、災害時に有機的に機能する体制づくりを行う。

2-2 火災安全対策の検討

2-2-1 火災安全対策の考え方

本市では、市内全域で覚知から約5分以内に現地到着できるように常備消防の体制が整備されており、当地区においても、緑消防署有松出張所がすぐ近くに位置していることから、通常火災時に消防隊による早期の消火が期待できる。

ただし、発見が遅れ、消防隊が到着するまでの間に燃え広がってしまったとすると、生命の安全が確保できないうえ、町並みの被害が甚大なものとなってしまう。そうさせないためには、出火予防や早期発見のための対策を推進する必要がある。また、消防隊が到着するまでの間、住民等による初期消火活動を行うことができれば、被害を最小限に抑えることが期待できることから、操作が容易な初期消火設備の整備等により、住民による初期消火活動の促進が重要である。

なお、市街地火災シミュレーション調査結果から、地区内で延焼拡大の危険性が高いエリアもみられることから、延焼を抑制するためには、個々の建物の防火性能向上を図ることも有効である。

2-2-2 出火防止

(1) 火災発生の危険性及びその予防策の周知

火災が発生する場合、自らが火や熱を発して直接的な出火原因となる発火源と、その火や熱によって最初に着火する可燃物である着火物が存在する。

火災を予防するためには、火災要因となるようなコンセント周りのほこりや、たこ足配線等の改善、安全装置付きの電熱器具等への買い替え、着火物となる寝具やカーテン等の防災品の使用、火気周辺の可燃物等を整理し容易に着火しないよう距離をあけておくなど、各家庭における日頃からの対策が重要である。そのためには、こういった火災発生の危険性及びその予防策の周知を図っていく必要がある。

(2) 感震ブレーカーの設置促進

阪神・淡路大震災や東日本大震災の地震の出火のうち、判明している原因の半数以上が電気を出火原因とする火災（以下「電気火災」という。）と言われている。その具体的な出火要因としては、転倒、落下した可燃物がヒーターに接触し着火、白熱灯の落下により出火、電源コードの断線等により出火など、さまざまな要因が考えられる。これらの火災は揺れの直後に出火するとは限らず、一定時間経過後、あるいは停電復旧時の通電により火災に至るケースなどもあり得る。

このような地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電復旧時に起こる火災発生を防ぐため、地震を感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ感震ブレーカーの設置を促進する。

本市では、感震ブレーカーの設置を促進するため、住宅に感震ブレーカーを設置する方に設置費用の一部を助成している（図2. 2. 1）。地区内で設置促進を図るためには、助成制度の周知を図るとともに、電気火災、感震ブレーカーに対する知識や必要性などの理解を深めていく必要がある。

また、助成割合が木造住宅密集地域と比べて低い水準であることへの費用負担感や、通電が遮断されることによる避難安全性の課題などにも留意する必要がある。



図 2. 2. 1 感震ブレーカー設置助成のチラシ

2-2-3. 早期発見

(1) 住警器の普及啓発

住警器は、住宅火災の被害を低減させることから、消防法、火災予防条例により設置が義務付けられている。しかし、設置義務を知らなかったなどの理由から、部分的にしか設置されていない、または全く設置されていない家庭もあることから、設置促進の普及啓発を行う必要がある。また、いざという時にきちんと作動するよう日頃から点検するとともに、概ね10年で機器の交換が必要であるなど、維持管理についての周知を図る必要がある。

本市では、住警器の駆動音等により火災が早期発見、初期消火、早期の避難等につながった事例を奏功事例として集計している(図2.2.2)。平成18年2月1日から令和元年9月30日の間に発生した市内の奏功事例696件のうち、火災に至らなかったものが508件、ぼやで済んだものが133件あり、火災被害の低減に非常に有効な設備であることが分かる。普及啓発にあたっては、こういった効果なども併せてPRしていくことが重要である。

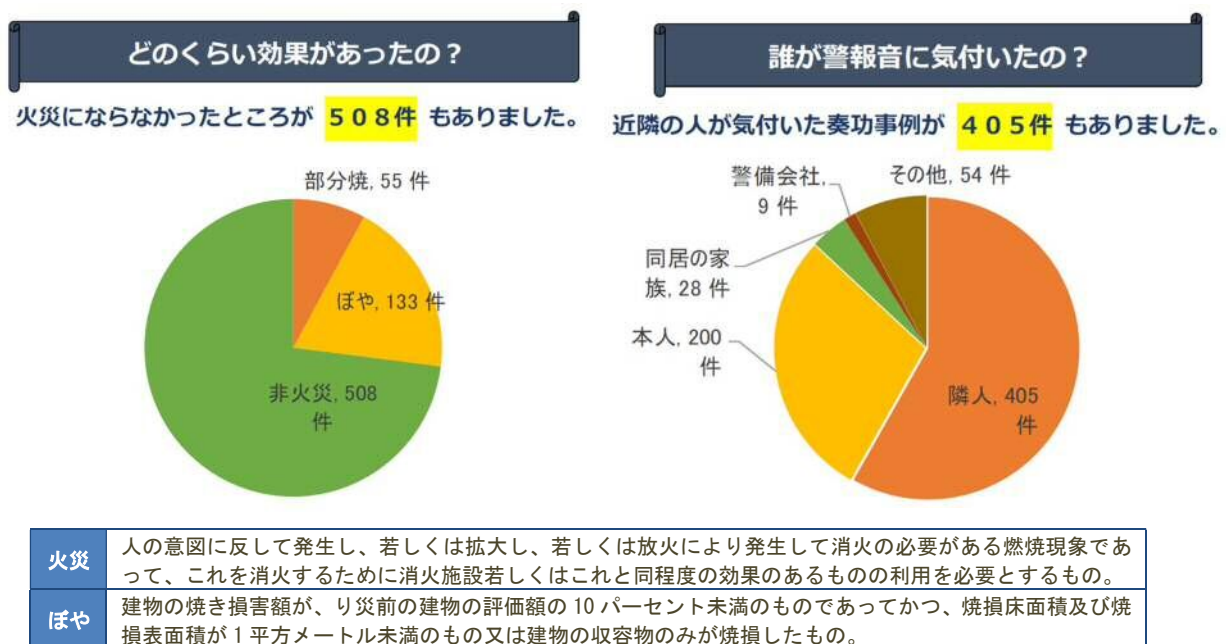


図 2. 2. 2 過去の住警器の奏功事例(抜粋)

（２）無線連動型住警器の設置検討

住警器には、火災を感知した住警器だけ警報音が鳴る単独型と、設置されているすべての住警器の警報音が鳴る連動型の２種類がある。連動型には無線タイプのものがあり、警報器間の信号到達距離は約１００ｍ（障害物のない場所での水平見通し距離）となっている。

当地区の伝統的建造物は、建物規模が大きく敷地内に複数の建物が建っている場所も多いことから、無人の部屋で出火した場合、単独型だと警報音に気づかない可能性がある。しかし、連動型であれば、他の部屋にいてもいち早く火災に気づくことができることから、早期発見には連動型を設置することが望ましい。

前述した住警器の奏功事例（図２．２．２）をみると、隣人が警報音に気付いたという事例が多数みられる。ご自身の家庭内だけでなく、近隣の方にも聞こえる位置に連動型住警器を設置し、気づいた人が通報や初期消火、避難援助などを実施する体制が整えば、空家や不在時、高齢者世帯などにおける火災の被害低減につながることを期待できる。図２．２．３に想定される設置方法を示す。

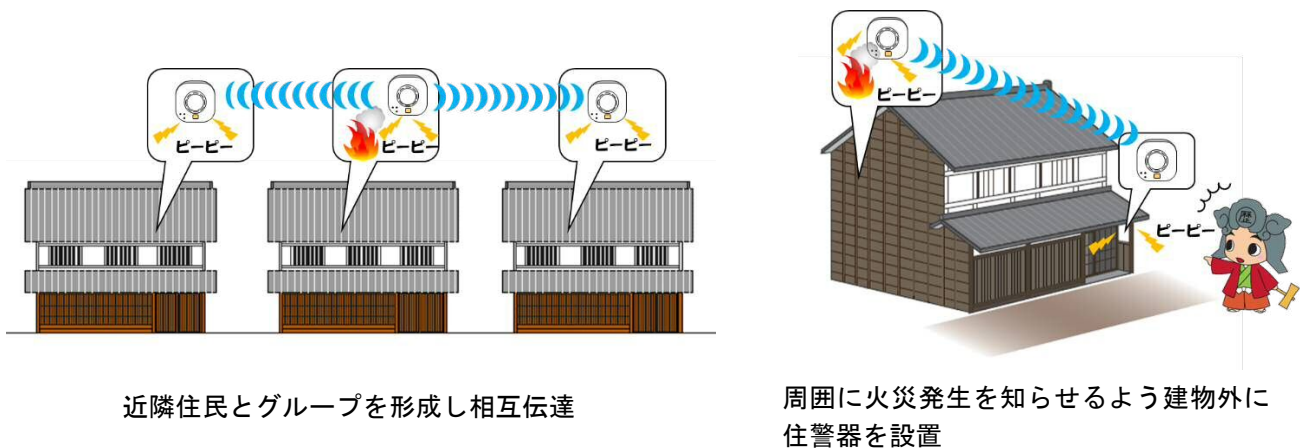


図２．２．３ 想定される無線連動型住警器の設置方法

地区全体で設置を検討していくためには、住民等の必要性や設備に関する理解、合意形成、機器の屋外設置による影響、助成措置の創設など様々な課題がある。まずは、実際に設置する住民等の意向確認を行いながら、当地区において導入可能な設置方法の検討を進めていく必要がある。

２－２－４．初期消火（住民用初期消火設備の整備）

火災発生から消防隊が到着するまでの間、住民による初期消火活動を促進するため、地区の特性にあった操作が容易な初期消火設備を、住民の合意形成を図ったうえで整備していく必要がある。

（１）消火器

消火器は、操作が容易で、準備時間も短く住民が扱う初期消火設備として非常に優れている一方で、消火できる火災の規模は初期の段階に限られていることから、火災発見後、迅速に持ち出せる場所に設置されていることが重要である。

例えば、防火対象物内に設置する消火器は、消防法施行規則で防火対象物の各部分から消火器の距離まで歩行距離２０ｍ以下になるように設置することとされている。当地区では、現在地区内には街頭消火器が３２本設置されているものの、初期消火の成功率を高めるために十分な本数であると

は言い難いことから、必要に応じて消火器の増設や器具の変更、全家庭で消火器を保有するなどの検討が必要である。また、屋外に設置する消火器ボックスについては、伝統的建造物群保存地区という特性を踏まえ、歴史的景観に配慮したデザインの検討を行うことが望ましい。

（２）その他操作が容易な初期消火設備の検討

住民による初期消火活動を促進するためには、消火器より消火能力の高い設備の整備を検討していくことが重要である。なお、他地区等で設置している住民用初期消火設備には以下のようなものがある。

表 2. 2. 1 他地区等で設置している住民用初期消火設備

設備名称	設備概要
水道栓接続消火装置(可搬型)	家庭等にある水道栓に接続し、ホースで放水する設備。特殊なノズル形状で一般散水ノズルと比べ高い消火能力を有する。
操作が容易な消火栓の屋外設置	住民等でも操作が容易な屋内消火栓設備と同等の仕様・性能の屋外消火設備。給水は水道本管から分岐した敷地内の給水管等に接続する方式で、公設消火栓と比べ、消火栓蓋の取り外しやホース接続が不要であるなどの操作が簡便である。
可搬式消防ポンプ	防火水槽や自然水利等から可搬式消防ポンプによって給水し、ホースを接続し放水する設備。D級からB級までの規格があり、D級は最も軽量で放水者にかかる水圧が小さく一般市民でも使用しやすい。
可搬式スタンドパイプ	公設消火栓を住民が利用するために、消火栓にスタンドパイプ本体を差し込み、ホース、筒先を結合して放水する設備。

これら初期消火設備の整備検討にあたっては、設置・維持管理費用や、設置場所の確保、住民や市の関係部局との調整等が必要である。

本市では、大規模地震発生に起因するような消防隊がすぐに到着できないような火災に備え、木造住宅密集地域におけるスタンドパイプの設置を推進しており、実際に導入している地域もある。このような消火能力が高い設備は、操作が複雑になる傾向があり、実際に設備を使用する住民側の管理運営や訓練実施の体制が備わっているかどうかが大きな課題である。従って、まずは消火器やできるだけ操作が容易な設備を導入し、それをきっかけに住民の防災意識の向上、組織体制の強化を推進し、段階的に、より消火能力の高い設備の導入を目指すということが重要である。

一方で、住民による消火活動には危険が伴うということを理解する必要がある。スタンドパイプを導入している地域では、機器の使い方だけでなく、消火活動を行っている人の安全を確保するための安全監視員の訓練も行っている（図 2. 2. 4）。初期消火設備の選定にあたっては、容易に使用できるというだけでなく、消火活動における安全が確保できるかという点について十分検討する必要がある。



図 2. 2. 4 模擬消火栓を使用したスタンドパイプの消火訓練イメージ

2-2-5. 延焼抑制

当地区は準防火地域に指定されていることから、新たに建築や増築等を行う建築物については、建築基準法により延焼の恐れのある部分の外壁や軒裏を防火構造にするなど、一定の防火性能を有する建築物となる。ただし、伝統的建造物など築年数の古い建物を現状のまま使用し続ける場合は遡及適用を受けず、地区内には現在の建築基準法で必要な防火性能を満たしていないものも多い。

隣接建物への延焼を抑制するためには、個々の建物の防火性能を高めることが有効である。防火性能を有する漆喰や塗籠などが剥落した部分の補修を行うとともに、遡及を受けない場合でも、防火性能を向上させるような改修を行うことが望ましい。

一方で、防火性能を向上させる改修を行うことで、伝統的建造物の特性や、当地区の歴史的風致を損なってしまう恐れもあることから、費用負担だけでなく、修理基準や修景・許可基準への適合の整理などの課題があることに留意する必要がある。

2-2-6. 消防隊が使用する消防水利の整備の検討

消防隊が使用する消防水利については、消防法に基づく整備がされており、特段の課題は生じていないが、大規模な地震が発生した場合に付随する火災に備え、耐震性を有するものを配置していくことが望ましい。

老朽化等による設備更新にあわせ、公設消火栓や配水管の耐震化を推進するとともに、設置場所が確保できる場合には、必要に応じて耐震防火水槽の増設などを検討していくことが必要である。

2-3 耐震対策の検討

2-3-1. 耐震対策の考え方

(1) 伝統的建造物の耐震対策

伝統的建造物の耐震対策は、まず修理や適切な維持管理を行うとともに、構造体の健全化を図ることが最重要である。

報告書第5章の調査結果をみると、伝統的建造物は構造体が健全な状態であった場合でも必要な耐震性能が確保できていない可能性が高いことから、構造体の健全化を図ったうえで、耐震診断に基づく耐震補強等の必要な措置を講じていくことが必要である。

一方、文化財的価値の保護という観点から、文化財としての価値に影響の少ない範囲・方法で補強を行う必要がある。文化財建造物の耐震補強の原則は、「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引き（改訂版）（文化庁 平成29年3月改定）」で示されているように、「意匠をそこなわない補強」「部材を傷めないような補強」「将来に取り外すことが可能な可逆性のある補強」「元の部材と区別できるような補強」「安全性を確保できる範囲で必要最小限とした補強」の5つに集約される。これらをできる限り満足する形で進めるのが望ましく、伝統的建造物においても、この考え方は基本的に共通している。特に、伝統的建造物群保存地区では外観保存が重要となるため、外観および主要な構造材への影響が最小となるよう努めることが重要である。

(2) その他の耐震対策

当地区内は、伝統的建造物以外にも建築年代が古く耐震性能が低いと考えられる建造物が多く残っている。また、コンクリートブロックの塀や、腐食がみられる塀など地震時に倒壊の可能性のある工作物もみられることから、伝統的建造物以外の建造物についても、適切な維持管理や耐震対策を行うことが望ましい。

2-3-2. 伝統的建造物の耐震対策

(1) 構造体の健全化

報告書5-10-1.（伝統的建造物の劣化状況）から分かるように、伝統的建造物の修理に伴う建物調査の実施により、土台、柱、梁などの構造物の腐朽などが判明することも少なくない。建物の健全性は、建物の耐震性に大きく寄与することから、修理や適切な維持管理を行うとともに、腐朽部や虫害により健全性を失った部材の回復を図ることが重要である。

構造体の健全化を推進していくためには、まず現状の劣化状態を把握する必要がある、修理に伴う建物調査実施時には、構造体の健全性の重要性の説明や、地区内の修理現場でみられた腐朽事例の紹介などを行うことにより、詳細な劣化調査が行われることが重要である。また、劣化の進行を抑えるためには、所有者による日常的な点検を実施することが望ましい。

(2) 耐震診断の実施および耐震補強

報告書第5章の調査結果によると、詳細な現地調査は実施していないが、有松伝統的建造物群保存対策調査報告書の平面図及び断面図を基にした限界耐力計算による耐震診断から、耐震補強未実施の伝統的建造物の多くは、偏心を考慮すると、街道方向の地震動に対して現在の建築基準法で必要とされる耐震性能を確保できていないことが分かった。また、妻面の外壁が少ない大規模な伝統

的建造物は、街道の直交方向に対して必要な耐震性能を確保できていない場合があることも分かった。将来にわたり安心・安全に伝統的建造物を使用し続けるためには、耐震診断の実施及び耐震診断結果に基づく耐震補強を推進していく必要がある。

また、伝建地区で多くみられる耐震診断方法のひとつに限界耐力計算による方法がある。限界耐力計算は、特に変形能力の高い伝統的木造建築に適した診断方法で、補強方法も補強壁以外の選択肢も多く、重要文化財建造物や伝統的建造物では広く用いられている。当地区の伝統的建造物も伝統的木造建築であるため、耐震補強を実施する際は、その構造特性を活かし、限界耐力計算により実施することが望ましい。

限界耐力計算による耐震補強をする場合の目標値としては、各階・各方向の損傷限界地震時の層間変形角は $1/120$ rad 以内、安全限界の層間変形角は $1/20$ rad 以内とし、1階の各方向の偏心率は 0.15 以内にすることが望ましい。ただし、ねじれ補正を行い最大の層間変形角が $1/15$ rad 以内を確認すれば、1階の各方向の偏心率は 0.3 以内まで緩和可能であると考えられる。

（３）耐震診断によらない耐震補強

伝統的建造物は個人所有の住宅が多いことから、耐震対策にかかる費用や工期、工法の制限等、制約条件も多く、理想的な補強が行える場合ばかりではない。予算等の都合により耐震診断の実施が難しい場合でも、耐震診断によらない経過的補強、対策を実施することが重要である。

経過的補強対策には、足固めの設置、瓦屋根を土葺きから空葺きに変更するといった屋根の軽量化をはじめ、補強壁の設置、既存壁の補強、湿気対策、地盤の補強等が考えられる。その中でも特に屋根の軽量化は、外観や構造体への影響が少ないうえ、効果が高いことから、優先的に検討することが望ましい。

一方、闇雲に補強を行った場合、文化財的価値を損ない、構造性能を低下させる可能性もあるので注意が必要である。例えば、報告書 5-3-4.（１）（安全限界変形角と偏心率）をみると、多くの伝統的建造物は街道の反対側に偏心していることから、補強壁等の耐震要素を増やす際は、偏心を増大させないようにバランスを考慮する必要がある。従って、不適切な補強とならないよう構造設計者の意見を聞きながら補強方法を検討することが望ましい。

（４）耐震対策事例の整理

これまでに実施された伝建地区の耐震対策に関する情報を共有することにより、設計者が様々な方法を選択できるようになり、文化財的価値に配慮した適切な補強や、効率的な対策が進むことが期待できる。

そのためには、地区内や他地区等の文化財的価値に配慮した耐震補強事例を収集し、効率的で汎用性の高い耐震対策事例などを整理する必要がある。

（５）耐震対策への支援

伝統的建造物の耐震対策については、一般住宅より費用負担が増えることが多く、補助事業による支援措置を行う必要がある。

耐震診断に基づく補強をはじめ、耐震診断によらない耐震補強や構造体の健全化については、伝建地区の修理補助事業の対象として、「名古屋市伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱」により補助を行うことで、耐震対策の促進を図っている。（補助率 $8/10$ 以内、限度額 1,500 万円）

また、修理実施年度に先立って行う劣化調査及び耐震診断については、伝建地区の修理補助事業の対象とはならないことから、市独自の町並み保存地区制度の修理補助事業の対象として、「名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱」により補助を行っている。（補助率 7/10 以内、限度額 500 万円）

2-3-3. その他の耐震対策

（１）伝統的建造物以外の耐震化

昭和 56 年 5 月以前に着工された建築物は、大規模地震により倒壊するおそれがあるため、本市では、耐震診断や耐震改修に対する支援を実施している（図 2. 3. 1）。

地区内には伝統的建造物以外にも、昭和 56 年 5 月以前に着工された建築物が多く残っていることから、耐震化支援制度を活用するよう周知を図り、耐震化を促進する必要がある。



図 2. 3. 1 名古屋市耐震化支援制度のご案内リーフレット

（２）危険個所の把握

地震によるブロック塀や高い塀などの倒壊は、人命に関わったり、避難や救助活動の妨げになる可能性が高い。このような被害を未然に防ぐため、地区内の道路に面する高い塀などを確認・点検し、倒壊の恐れのある場所を把握するとともに、周知や所有者への改善を求めることが重要である。

2-4 地域防災力の向上

2-4-1 地域防災力の向上の考え方

災害の被害を軽減し、町並みや人命を守っていくためには、行政による対応だけでは限界がある。従って、自分で自分や家族を守るという「自助」とともに、市民や事業者が助け合って地域を守るという「共助」の役割が重要である。

地域防災力の向上を図るためには、個人の防災知識を高めるとともに、地域に対する関心を高め、防災に対する自助及び共助の意識を向上させることが不可欠である。各自で災害に備えるだけでなく、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導等の自主的な防災活動を行えるよう、防災知識の普及啓発や、防災に関する話し合い、組織・体制の強化、訓練の実施等を推進する。

2-4-2 防災意識の向上と防災知識の普及啓発

災害に対する日頃からの備え、危険区域の把握、災害時の行動等に対する必要な知識を学ぶとともに、各自が災害に備える。また、地域に対する関心を高め、自助だけでなく共助意識の向上を図っていくため、以下のような取り組みを推進する。

表 2.4.1 防災意識の向上と防災知識の普及啓発の取り組み

防災知識の普及啓発	防災マニュアルの作成・配布、地域の災害危険（被害想定、危険区域 等）の情報発信、防災に関して学習する勉強会等の実施 等
地域に対する関心の向上	町並み保存や地域活動の情報発信、地域活動への住民参加の推進 等
人材の募集・育成	地域防災の要となるべきリーダーの育成、消防団や町内会への加入の推進 等

2-4-3 防災に関する話し合い、組織・体制の強化

災害に対し、地域の人たちで協力して組織的に対応するためには、日頃から防災に関する話し合いを行うとともに、地域特性を考慮した防災活動を行うことができるような組織・体制の強化を図ることが重要であることから、以下のような取り組みを推進する。

表 2.4.2 防災に関する話し合い、組織・体制の強化の取り組み

話し合い	地域防災に関する話し合い、防災ワークショップ等の実施等
組織・体制の強化	防災活動における役割の明確化、町並み保存地区全体で防災について検討を進める防災組織の検討や、近隣自主防災組織や学区連絡協議会、消防団等の連携強化（訓練の合同実施、情報共有、災害時の協力 等）
避難経路の確保	避難経路の確認、要配慮者の把握と助け合いの仕組みづくり、看板やマップ等による避難誘導 等

2-4-4. 訓練等

突然の災害時にも落ち着いて、迅速かつ適切な防災活動が実施できるようにするためには、定期的な訓練が必要である。このほか、警戒活動などにより放火や不審火等による火災を未然に防ぐことも重要である。そこで、以下のような取り組みを推進する。

表 2.4.3 訓練等の取り組み

防災訓練の実施	消火訓練、避難訓練、情報伝達訓練 等
パトロールの実施	燃焼のおそれや避難に支障する屋外放置物の除去や、放火の予防等

住民等の初期消火や救助活動などにより被害の拡大防止が期待できるが、まずは、自分の身の安全の確保が第一である。訓練実施にあたっては、防災活動を実施する人自身の安全確保についても十分に学んでおく必要がある。

第3章 事業計画

表3. 1のように事業を計画する。

本計画に掲げる具体的な取り組みは、市の財政状況を踏まえ、国の支援を受けながら、長期的な視点で計画的に事業の推進を図るものとする。

事業の実施時期は、短期（早急に対策を要すもの、実現性の高い事業、概ね今後5年まで）、中期（概ね今後5～10年）、長期（検討を重ねたうえで実施すべき事業 概ね10年以上）として設定する。また、事業計画の中には、行政が取組主体となるものだけでなく、各自、地域が取組主体となって実施することを期待するものを含み、住民自らが実施する事業を「自助」、地域として取り組む事業を「共助」、行政として取り組む事業を「公助」として設定する。

事業実施にあたっては、市の関係部局や地区住民等と調整しながら進めるとともに、社会情勢の変化や住民意識等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

表 3. 1 事業計画

項目		取組メニューと概要	取組主体・支援等 ◎:主体、○:協力・支援			実施時期		
			自助	共助	公助	短期	中期	長期
火災安全対策	出火防止	感震ブレーカーの設置促進 ・啓発、設置助成	◎		○ 啓発・支援			
	早期発見	住警器の普及啓発による設置徹底 ・未設置住宅等における設置促進、維持管理の普及啓発	◎		○ 啓発			
		無線連動型住警器設置の検討 ・住民等の理解と意向確認 ・導入可能な設置方法の検討	◎	◎	○			
	初期消火	住民用初期消火設備の整備 (消火器、その他の初期消火設備) ・住民等の理解と意向確認 ・導入可能な設備の検討 ・整備、維持管理費用負担の検討 ・管理運営体制の確保	◎	◎	◎			
	延焼抑制	建物の防火性能向上 ・漆喰や塗籠の補修 ・修理基準、許可基準を遵守した防火性能向上	◎		○			
	消防水利	消防隊が使用する消防水利の整備検討 ・必要に応じて検討			◎			
耐震対策		伝統的建造物の耐震対策 ・構造体の健全化、耐震補強等への助成	◎		○ 支援			
		耐震対策事例の整理 ・事例の整理、情報共有			◎			
		伝統的建造物以外の耐震化 ・啓発、築年数の古い住宅等への助成	◎		○ 啓発・支援			
地域防災力の向上		防災意識の向上と防災知識の普及啓発 ・防災マニュアルの作成、瓦版作成、災害危険の情報発信、勉強会の実施 等		◎	◎			
		組織体制の強化 ・組織体制の構築、連携等の検討 等		◎				
		避難経路の確保 ・避難経路の確認、要配慮者の把握と助け合いの仕組みづくり 等		◎				
		防災訓練の実施 ・消火訓練、避難訓練、情報伝達訓練 等		◎ 地元主催	◎ 市主催			
		地域パトロールの実施 ・危険箇所や屋外放置物の点検、放火予防等		◎				

※検討のうえ、整備方針が固まったものは順次整備まで実施する。